景観資源【文化財等】の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

|  |
| --- |
| 当該行為における景観形成に関する考え方 |
| 記載欄 |
|  (1) 配置 |  |
|  | 【文化財等】に面してオープンスペースを設けたり、高層部を後退させるなどし、圧迫感の軽減を図る。 |
| 記載欄 |
|  (2) 形態・意匠・色彩 |
|  | 彩度・明度を抑えた落ち着いた色彩や、低層部には周辺の【文化財等】を意識させる材料を用いるなど、【文化財等】の雰囲気との調和に配慮する。記載欄 |  |
| 記載欄 |
|  | 【文化財等】に面して開口部を設けたり分節するなど、無表情にならないようにする。 |
| 記載欄 |
|  (3) 公開空地・外構・緑化 |
|  | 【文化財等】の見え方や一体性に配慮した塀や門扉とし、緑化を積極的に行う。　 |
| 記載欄 |
|  | 【文化財等】に面する部分の緑化を積極的に行う。記載欄 |
|  記載欄　 |
|  | 敷地と【文化財等】の境界部に塀や柵を設ける場合は、できる限り開放性のあるものにする。記載欄 |
| 記載欄 |

　上記以外で特に景観に配慮した事項

|  |  |
| --- | --- |
| 記載欄 |  |